

	改	正	後
<b>(線量の算定方法)</b>			
第三条 規則第九条第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次に定めるところにより算定する方法とする。			
一 (略)			
二 等価線量の算定は、次のとおりとすること。			
イ 眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類及びエネルギーの種類に応じて、一センチメートル線量当量、三ミリメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうちいづれか適切なものによつて行うこと。			
口・ハ (略)			
	改	正	前
<b>(線量の算定方法)</b>			
第三条 規則第九条第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次に定めるところにより算定する方法とする。			
一 (略)			
二 等価線量の算定は、次のとおりとすること。			
イ 眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類及びエネルギーの種類に応じて、一センチメートル線量当量又は七十マイクロメートル線量当量のうちいづれか適切なものによつて行うこと。			
口・ハ (略)			

○厚生労働省告示第六十九号  
電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）第九条第二項の規定に基づき、電離放射線障害防止規則第三条第三項並びに第八条第五項及び第九条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件（昭和六十三年労働省告示第九十三号）の一部を次の表のよう改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和二年四月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信  
(傍線部分は改正部分)